

公立学校 1 人 1 台端末等整備事務効率化ツール作成業務委託
企画提案要領

1 業務概要

(1) 事業名称

公立学校 1 人 1 台端末等整備事務効率化ツール作成業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(4) 予算額

15,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※予算額は、令和 6 年度 5 月補正予算案に基づくものであり、群馬県議会令和 6 年度第 2 回定例会において、予算案が議決されなかった場合は、本件公募について停止等を行う場合がある。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しない。

2 スケジュール

(1) 企画提案募集 5 月 2 4 日（金）～6 月 1 4 日（金）

ア 質問受付<任意> 6 月 4 日（火）まで

イ 参加申込<必須> 6 月 7 日（金）まで

ウ 企画提案<必須> 6 月 1 4 日（金）17 時厳守

(2) 1 次審査（書類審査） 6 月 1 7 日（月）～6 月 2 0 日（木）

(3) 2 次審査（プレゼンテーション審査）

6 月 2 5 日（火）PM（予定）

(4) 優先交渉者決定 7 月 1 日（月）（予定）

(5) 契約締結 7 月上旬

3 応募資格

本実施要領の公告日において、次の条件のすべてを満たしていること。

- ・地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- ・会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- ・本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

4 応募方法

質問、参加申込、企画提案等は、Web で受け付ける。

(1) 質問<任意>

ア 質問受付期間

令和6年5月24日(金)～令和6年6月4日(火)

イ 質問方法

下記質問フォームから質問。

<https://logoform.jp/form/9cfD/596998>

ウ 回答方法

5営業日以内に、電子メールにより回答。併せて、事業者名を伏せて県ホームページに公表する。
なお、質問者の具体的提案内容に密接に関わるものは公表しない。

(2) 参加申込<必須>

ア 参加申込受付期間

令和6年5月24日(金)から令和6年6月7日(金)まで

イ 申込方法

下記参加申込フォームから申込み。

<https://logoform.jp/form/9cfD/596142>

※県の受領連絡は電子申請システム上で行う。なお、申込情報は非公開として扱う。

ウ 申込内容

① 提案者に係る情報

② 課税(免税)事業者届出書(様式1)

※群馬県令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登録されていない者は以下も提出すること。

③ 誓約書(様式2)

④ 登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)

⑤ 直近の決算に係る財務諸表(直近2期分)

(3) 企画提案<必須>

ア 提案受付期間

令和6年5月24日(金)～令和6年6月14日(金)17時厳守

イ 提出方法

下記企画提案フォームから提出。

<https://logoform.jp/form/9cfD/596249>

※県の受領連絡は電子申請システム上で行う。なお、提案内容は非公開として扱う。

ウ 提出書類

① 企画提案書（様式任意）

※事業目的、事業内容、期待される効果、提案の特色・優位性及びスケジュール等について記載すること。

② 見積書（様式任意）

※宛名は「群馬県教育委員会教育長 平田 郁美」とし、全体の事業費（税込）とともに、各項目の内訳を記載すること。

③ 事業実施体制表（様式3）

5 審査

優先交渉者選定に係る審査委員会において、1次審査（書類審査）と2次審査（プレゼンテーション）を行い、最も優れた提案をした1者を契約締結に係る優先交渉者に決定する。

(1) 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書類の内容により審査し、得点上位者から4者以内に選定する。

ア 審査期間 令和6年6月17日（月）～6月20日（木）

イ 結果通知 令和6年6月21日（金）（予定）

企画提案書を提出した全企画提案者に、メールにより結果を連絡する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

1次審査及び2次審査の合計点が最上位である企画提案者1者を、契約締結の優先交渉者に決定する。

ア 実施日時 令和6年6月25日（火）PM（予定）

イ 実施方法 オンライン開催

ウ 実施内容

・プレゼンテーション（各事業者10分間以内）

・審査委員からの質疑（10分程度）

エ 結果通知 令和6年7月1日（月）（予定）

2次審査を実施した全企画提案者に、文書で結果を通知する。

(3) 審査観点

項目	観点	配点
事業理解	・事業の趣旨を理解し、目的に即した提案内容となっているか	10
企画提案内容	・システムの機能・利用方法が具体的に示されているか ・県及び市町村職員の事務省力化が図れるか ・県、市町村職員及び納入事業者の利用しやすさに配慮されているか ・提案内容に工夫やオリジナリティが示されているか	50

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的かつ実現可能性のある実施計画及びスケジュールが示されているか ・ 過去に同様の実績はあるか 	20
価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所要経費の算定根拠が明確に示され、妥当な内容となっているか 	20
総合得点		100

6 契約締結

- ・ 群馬県財務規則等に基づいて、審査により決定した優先交渉者と契約締結に向けた交渉を行う。
- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

7 その他

- ・ 選定審査会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての決定を取り消す。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ② 審査委員またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - ③ 事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、本協定の履行が困難であると県が判断したとき。
- ・ 応募に係る費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 提案後に、提案を取下げの場合、速やかに報告をすること。
- ・ 本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて提案者と協議の上、群馬県教育長が定めるものとする。

8 問い合わせ先

群馬県教育委員会 総務課 デジタル教育推進係

Mail : kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

Tel : 027-898-3797